

全日本学生バドミントン連盟 規約

第1章 名称、組織及び事務局

- 第1条 本連盟は、全日本学生バドミントン連盟（以下、「本連盟」という）と称し、英語表記は、Japan Intercollegiate Badminton Federation と称する。
- 第2条 本連盟は、各地区学生バドミントン連盟（以下、「各地区学連」という）の全加盟校を以って組織する。
- 第3条 本連盟は、事務局を「横浜市青葉区鴨志田町 1221-1 日本体育大学バドミントン研究室大東忠司」に置く。
- 第4条 本連盟は、(公財) 日本バドミントン協会に加盟する。

第2章 目的

- 第5条 本連盟は、日本における学生バドミントン競技を総括代表し、その活動を通じて学生バドミントンの普及と競技力向上に努め、フェアプレイの精神を養い、学生相互の交流と親睦を図り、学生バドミントン競技を発展させる事を目的とする。

第3章 地区学連の組織及び資格

- 第6条 各地区学連は、各地区学生バドミントン競技を総括代表する。その区分は、北海道地区、東北地区、関東地区、中部地区、関西地区、中・四国地区、九州地区とし、各地区学連の名称は、冒頭に地区名を冠して〇〇学生バドミントン連盟とする。
- 第7条 各地区学連は、必要に応じて地区学連支部を設けることができる。但し、支部の設置については、当該地区学連の承認を必要とし、地区学連はその旨を直ちに事務局へ届け出なければならない。その場合、支部の名称は〇〇学生バドミントン連盟〇〇支部とする。
- 第8条 各地区学連及び地区学連支部の規約に関しては、各地区学連においてこれを定め、常任委員会の承認を必要とする。
- 第9条 各地区学連の地域割は、次の都道府県別とする。
- 北海道地区学連：北海道全域
- 東北地区学連：青森、岩手、宮城、山形、秋田、福島
- 関東地区学連：東京、神奈川、茨城、群馬、埼玉、千葉、栃木、山梨
- 中部地区学連：新潟、長野、富山、石川、福井、静岡、愛知、岐阜、三重
- 関西地区学連：京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、滋賀
- 中・四国地区学連：鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
- 九州地区学連：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
- 第10条 各地区学連に加入できる団体は、文部科学省令に定める大学及び短期大学(以下、大学と略する)において公認されたバドミントン競技団体(部)とする。

第4章 役員の選出及び任務 第11条

本連盟には、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 委員長 1名
4. 副委員長 2名
5. 常任委員 10名以内
6. 会計 2名（学生1名含む）
7. 監事 3名以内
8. 代議員 18名

第12条 会長は、代議員総会において推薦し、本連盟を代表して会務を統括する。会長の任期は1期2年とする。但し、再選を妨げない。

第13条 副会長は、代議員総会の推薦により会長がこれを委嘱する。副会長は会長の職務を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。副会長の任期は、会長の任期に準ずるものとする。

第14条 委員長は、常任委員が互選し、代議員総会の承認を得て本連盟の常務を統括する。

第15条 副委員長は、常任委員が互選し、代議員総会の承認を得る。副委員長は委員長の職務を補佐し、委員長に事故ある時は、これを代行する。但し、委員長の所属する大学より副委員長を選出することはできない。

第16条 副委員長に事故ある時は、常任委員が互選し、常任委員会の承認を得てその職務を代行することができる。

第17条 本連盟の会計は、常任委員が互選し、代議員総会の承認を得る。但し、事務局所在地区学連から選出された者がこの任に当たる。

第18条 監事は、代議員総会の推薦により会長がこれを委嘱し、本連盟の業務及び財務を監査する。監事は、常任委員会及び代議員総会に出席し意見を述べるができるが、議決権はないものとする。

第19条 常任委員は、各地区学連の委員長7名及び事務局所在地の学連から選出された者若干名が、この任に当たる。なお、会長が必要と認めたときは、常任委員会の議を経て若干名を委嘱することができる。

常任委員は、常任委員会の構成員となり、事務局と各地区学連の連絡にあたる。事務局所在地の学連から選出された常任委員は、委員長を補佐し事務局の庶務を担当する。次期大会開催地区の常任委員は、次期大会に関する庶務を担当する。

第20条 代議員は、各地区学連の総会によって選出する。但し、その選出人数については、各地区学連の加盟人数の割合に応じて決定する。

第21条 （公財）日本バドミントン協会の理事候補者、評議員及び専門委員等の選出は、常任委員会がこれを行う。

第22条 会長、副会長を除く役員の任期は、1年とする。但し再選を妨げない。また、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

第23条 本連盟は、必要に応じて、名誉会長の役員を置くことができる。名誉会長は、常任委員会の推薦により会長がこれを委嘱する。名誉会長の職務は、会長の要請により常任委員会及び代議員総会に出席し、本連盟の運営に関して相談・教示する。名誉会長の任期は1期2年とする。但し、再選を妨げない。

2) 本連盟は、必要に応じて、常任委員会及び代議員総会の議を経て、顧問及び参与等の役員を置くことができる。これらの役員は、常任委員会及び代議員総会に出席し意見を述べるができるが、議決権はないものとする。

第5章 会議

第24条 本連盟には、次の機関を置く。

1. 代議員総会
2. 常任委員会

第25条 代議員総会は、会長・運営本部委員【PM】・副会長・委員長・副委員長・会計・常任委員・監事・代議員を以って構成し、次の事項を審議し決定する。

1. 事業総括並びに収支決算
2. 事業計画並びに予算編成
3. 役員の選出
4. 規約の改正
5. その他本連盟に関する重要事項

第26条 代議員総会は、本連盟の最高議決機関であり、毎年1回会長がこれを召集し、議長は会長がこの任にあたる。

第27条 代議員総会は、構成員の3分の2以上の出席によって成立する。また、議決は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第28条 代議員総会は、構成員の3分の1以上の要求がある場合は臨時に開かねばならない。

第29条 常任委員会は、会長・運営本部委員【PM】・副会長・委員長・副委員長・会計・常任委員・監事を以って構成し、本連盟の常務を掌握して事業運営の任にあたる。
常任委員会は監事を除く構成員の3分の2以上の出席によって成立し、議決は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第30条 代議員総会及び常任委員会では、議事録を作成し、議長及び出席者の代表1名が署名・捺印の上、これを保管する。

第6章 事業

第31条 本連盟は、第5条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. 全日本学生バドミントン大学対抗戦
2. 全日本学生バドミントン選手権大会
3. 東日本学生バドミントン選手権大会
4. 西日本学生バドミントン選手権大会
5. その他本連盟の目的達成に必要な事業

第7章 運営本部及び諮問委員会

第32条 本連盟の事業を円滑に行うため、常任委員会の議を経て運営本部を設けることができる。運営本部の組織に関する事項については、別途定める（別表）。

- 2) 必要に応じて、会長の諮問を受けて諮問委員会を設けることができる。諮問委員会は本連盟及び常任委員会並びに代議員総会を円滑且つ効率的に運営することを目的として、会長の諮問に対して審議答申する。
- 3) 諮問委員会委員は、会長が推薦し、原則として副会長若干名で構成する。

第8章 登録

第33条 各地区学連は、年度当初に所定の方法で、本連盟加盟申請書・地区学連役員名簿を提出すること。また、各地区学連加盟の大学名簿及び登録者名簿を作成し、事務局に提出すること。

第34条 登録単位は、第10条が規定する大学の独立した部活動を1単位とする。

第35条 前条の登録単位は、同一大学に男子部と女子部がある場合は、別個の登録単位とする。

第36条 登録内容に異動があった場合、当該地区学連は、遅滞なく事務局に届け出ねばならない。

第37条 各地区学連に登録した大学は、必ず本連盟に登録せねばならない。

第38条 本連盟への登録年数は、加盟校に入学した入学年度から継続した4年間（短大は2年間、大学は4年間、医学部等は6年間）とする。

但し、一旦大学を中退し同一大学へ再入学、又は他大学へ編入した場合は、当該登録学生を調査し、常任委員会でこれを決定する。

第39条 本連盟の主催する大会は、日本国で出生し引き続き国内に居住している登録学生が出場できるものとする。但し、外国人留学生については別途定める。

第40条 次の各項に該当する登録学生は、本連盟主催の大会には出場することができない。

1. 一旦大学を卒業した者。但し、短大より上級大学へ編入する者に限り卒業として取り扱わない（残り年数は2年とする）。
2. 理由の如何を問わず停学謹慎中の者及び休学中の者。
3. 聴講生・研究生・通信課程生・大学院生

第9章 経費及び会計

第41条 本連盟の経費は、加盟費・登録費及びその他の正当な収入によって支弁する。但し、登録費の詳細は別途定める。

第42条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第43条 本連盟の登録費は、登録と同時に各地区学連が一括して事務局に納めなければならない。

第 10 章 罰則

第 44 条 本連盟の規定する事項に反した場合は、本連盟及び該当地区学連に対する一切の権利を失う。但し、罰則を適用される期間は登録年数からこの期間を差し引くものとする。

第 45 条 学生としての本分に反したる者は、各地区学連の総会において処罰し、常任委員会の承認を得るものとする。

第 11 章 規約の改正

第 46 条 本規約の改正は、常任委員会で審議し、総会においてこれを承認する。

第 12 章 付則

- 第 47 条
1. この規約は、1966（昭和41）年4月1日より発効する。
 2. この規約の一部改正は、1990（平成2）年4月1日より施行する。
 3. この規約の一部改正は、1990（平成2）年6月1日より施行する。
 4. この規約の一部改正は、1998（平成10）年4月1日より施行する。
 5. この規約の一部改正は、2002（平成14）年10月10日より施行する。
 6. この規約の一部改正は、2011（平成23）年2月20日より施行する。
 7. この規約の一部改正は、2012（平成24）年2月19日より施行する。
 8. この規約の一部改正は、2018（平成30）年2月25日より施行する。
 9. この規約の一部改正は、2022（令和4）年2月19日より施行する。
 10. この規約の一部改正は、2024（令和6）年2月25日より施行する。